

入札公告

制限付き一般競争入札を行うので、次のとおり公告します。

令和 8 年 9 月 2 5 日

佐倉市有害鳥獣被害防止対策協議会
会長 田中 美佐男

1 制限付き一般競争入札に付する事業

(1) 事業名称

イノシン用電気柵資材購入

(2) 事業場所

千葉県佐倉市内で当協議会が指定する場所

(3) 履行期限

令和 8 年 12 月 28 日 (月)

(4) 事業の概要

イノシン用電気柵資材を購入する。

(5) 予定価格 (消費税及び地方消費税の額を含みます。)

金 6,640,447 円 (入札書比較価格 6,036,770 円)

(6) 入札の方法

ア 郵便入札の方法により行います。

イ 入札回数は、1 回とします。

(7) 契約の種類

総額による契約とします。

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

入札参加者に必要な資格に関する要件は、次のとおりです。

(1) この事業の公告日から開札日までの間において、次の要件のいずれにも該当しない者であること。

ア 佐倉市建設工事請負業者等指名停止措置要領 (平成 4 年 5 月 1 日制定) に基づく指名停止、又は佐倉市建設工事等暴力団対策措置要綱 (平成 11 年 11 月 25 日制定) に基づく指名除外を受けている者

イ 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当する者

ウ 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過していない者、又はこの事業の開札日の前 6 か月以内に不渡り手形若しくは不渡小切手を出した者

エ 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

オ 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) の適用を申請した者で、同法に基づく

裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

カ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者

キ 以下に定める届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）

- ・健康保険法（大正11 年法律第70 号）第48 条の規定による届出の義務
- ・厚生年金保険法（昭和29 年法律第115 号）第27 条の規定による届出の義務
- ・雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

（2）同一人が代表者となっている法人等は、重複して入札参加申請をすることができません。

（3）事業協同組合等が入札参加申請をする場合は、その組合等の構成員となっている方は、単独で入札参加申請をすることはできません。

3 入札参加申請に関する事項

（1）入札参加申請の期限

令和 8 年 9 月 30 日（水）午後 4 時まで

（2）入札参加申請の方法

ア この事業用の入札参加資格確認申請書を、佐倉市有害鳥獣被害防止対策協議会（事務局は佐倉市農政課）へ提出してください。

イ 入札参加資格確認申請書は、押印したものを提出してください。

（3）資格確認結果の連絡

ア 非参加者と決定された方だけに対して、令和 8 年 10 月 1 日（木）午後 4 時までに電話で連絡します。電話の連絡後、後日文書により通知します。

イ 非参加者と決定された方は、このことを知った日から 3 日以内に、文書により佐倉市有害鳥獣被害防止対策協議会に対して説明を求めることができます。

ウ 上記の確認結果連絡日までに、非参加者となった旨の連絡がなかった場合は、入札参加資格者として決定されたことになります。

4 事業内容説明等に関する事項

（1）設計図書等を示す場所

佐倉市有害鳥獣被害防止対策協議会の事務局である佐倉市農政課

又は佐倉市農政課ホームページ

申請書等の作成説明会及び事業説明会は行いません。

（2）設計図書等を示す期間

公告日の午後 5 時から入札参加申請期限日の午後 4 時まで

（3）設計図書等の入手方法

佐倉市農政課で入手するか、佐倉市農政課ホームページに掲載されている電子ファ

イルをダウンロードしてください。

5 質問及び回答

ア 設計図書等に対する質問書を提出する場合は、この公告の事業の事業説明書で指定する日時までに、使用印の押印された質問書をファクシミリにより事業担当課に提出してください。

イ 回答は、質問者に対してファクシミリにより行います。

ウ 質問が無い場合、質問書の提出は必要ありません。

6 入札

(1) 提出期限日

令和 8 年 10 月 5 日（月）必着

(2) 宛先

〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町 97 番地

佐倉市経済環境部農政課内

佐倉市有害鳥獣被害防止対策協議会

(3) 提出方法

ア 郵送又は窓口にて提出してください。郵送は、「簡易書留」又は「書留」のいずれかの郵便物に限ります。

イ 封筒表面には、上記（2）の宛先を記載し、「入札書在中」と明記してください。

ウ 封筒裏面には、「事業名」、「事業場所」、「開札日時」、入札者の「所在地又は住所」及び「商号又は名称」を明記してください。

エ 封筒は、フラップ部分（のり付けする部分）の中央 1 箇所を使用印により封印してください。

オ 封筒の大きさは指定しませんが、なるべく長型 3 号サイズの封筒により郵送してください。郵送枚数が多い場合は、この限りではありません。

(4) 提出物

ア 封筒には、「入札書」と一緒に必ず「入札金額内訳書」を同封してください。

イ 入札書をさらに中封筒に入れる必要はありません。

(5) 入札書

ア 入札書に記載する金額は、消費税課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 の金額を記載してください。

イ 入札書は、入札書と誓約書が一体となった郵便入札用の書式を用いてください。

ウ 入札書には、入札日、宛名、住所又は所在地、商号又は名称、代表者の職氏名、事業名、調査対象地域及び入札金額を明記して、使用印を押印してください。なお、入札日は、実際に入札書を郵送する日を記載してください。

エ 年間代理人を届け出ている場合には、上記ウにおいて、住所又は所在地、代表

者の職氏名及び使用印は、年間代理人のものとしします。

(6) 入札金額内訳書

ア 入札金額内訳書には、事業名、事業場所、商号又は名称、入札日、代表者の職氏名を明記するとともに、入札金額の内訳及びその合計額（原則として、入札書の入札金額と一致するもの）を記載してください。なお、入札日は、実際に入札金額内訳書を郵送する日を記載してください。

イ 入札金額内訳書の書式は、任意としします。

ウ 年間代理人を届け出ている場合には、上記アにおいて、代表者の職氏名は年間代理人のものとしします。

(7) 入札保証金

入札保証金は、免除します。

ただし、落札者が正当な理由なく契約を締結しないときは、落札価格の 100 分の 5 に相当する額の違約金を徴収するものとしします。

7 開札

(1) 開札の日時

令和 8 年 10 月 6 日（火）11 時 00 分から

(2) 開札の場所

佐倉市役所 1 号館 6 階 農政課内
（〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町 97 番地）

(3) 開札の方法

ア 開札は、開札立会人の立会いのもと公開して行います。

イ 開札立会人は、入札参加者の中から選定します。選定された開札立会人へは電話により通知します。通知を受けた開札立会人は、これを辞退することができます。選定された開札立会人が辞退した場合には、入札に関係の無い佐倉市有害鳥獣被害防止対策協議会（佐倉市農政課職員）をもって開札立会人に充てます。ただし、傍聴人の中に入札参加者がいる場合には、その中から開札立会人を選定する場合があります。

(4) 無効となる入札書

ア 無効となる入札書は、佐倉市入札約款第 16 条各号に定めるとおりとしします。

イ 次のウからカのいずれかに該当する入札書は、開札しません。

ウ 入札参加資格を有しない方から提出された入札書

エ 普通郵便など上記 6（3）アで指定した方法以外の郵便、又は持参若しくは宅配便などの方法により提出された入札書

オ 上記 6（2）において指定した宛先以外に郵送された入札書

カ 同一人から複数郵送された入札書

(5) 落札者の決定方法

有効な入札書のうち、予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札された方を落

札者として決定します。

(6) 落札価格の決定

入札書に記載された金額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てます。）をもって落札価格とします。

8 契約

(1) 契約書の作成

この公告の事業の契約に当たっては、契約書の作成を要します。

(2) 契約保証金

契約保証金は、免除します。

(3) 前払金

前払金は、免除します。

9 留意事項

(1) 提出された入札参加資格確認申請書等は、返却しません。なお、入札参加資格確認申請書等は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）及び同法施行令（平成 13 年政令第 34 号）等の規定により公表する場合を除き、公表し、又は無断で使用することはしません。

(2) 異議申立て

ア 入札参加者は、入札後、設計図書等の不明その他の理由をもって、異議を申し立てることはできません。

イ 入札の執行は、発注者の都合により、又は入札を公正に執行することができないと認めるときは、開札の日時を延期し、又は取りやめることがあります。この場合において、入札参加者は、異議を申し立てることはできません。

(3) この公告に記載する事項以外の事項については、特記仕様書、佐倉市制限付き一般競争入札実施要領、佐倉市入札約款のとおりとします。特に特記仕様書については、本業務の詳細とともに、受託者の要件や、技術者の選任などが別途記載されていますのでご注意願います。

10 担当（事業担当及び入札執行担当）

佐倉市有害鳥獣被害防止対策協議会

電 話：043-484-6142

ファクシミリ：043-484-5061